回覧

令和４年１２月発行
第２３号
草津市消費生活センター

消費生活に関する重要情報チラシ

消費者被害急増中～老若男女を問いません～

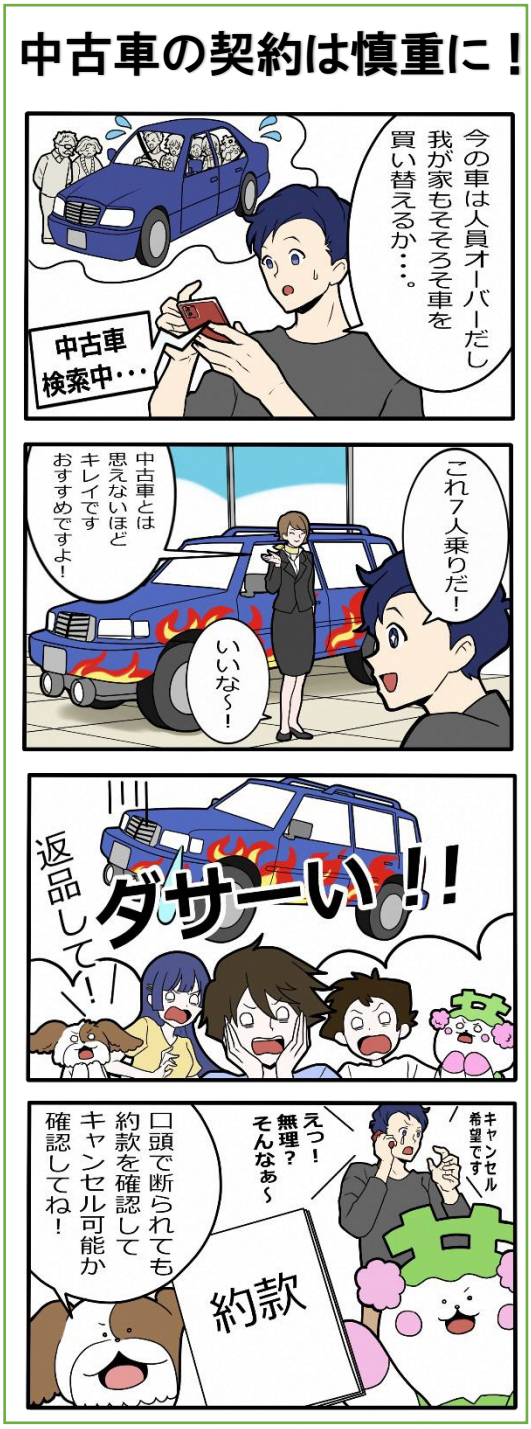

【事例１】SNS 広告からの勧誘にご注意を！

動画視聴サイトで「ダイエットサプリ初回５００円、いつでも解約可」という広告を見て注文。効果が感じられず電話をすると、4 回購入するコースだと言われ解約できない。

【アドバイス】

令和４年６月１日法律改正により、通販事業者は最終確認画面（※1）において①分量②販売価格③支払いの時期・方法④引き渡し時期⑤解約の方法をわかりやすく表示することが義務付けられました。もし必要事項が表示されていなかったり、誤認させるような表示があれば、契約を取り消せる場合があります。

最終確認画面のスクリーンショットを撮り証拠として残すようにしましょう。

（※1）最終確認画面とは

ネット通販で契約の申込みが完了となる画面

【事例 2】中古車の購入契約は慎重に！

昨日、現金で中古車を購入する予定で注文書を取り交わした。しかし事情があり翌日にキャンセルするため販売店に申し出たところ、「注文書を作成し署名・捺印も頂いている。契約車両の配送手続きも既に手配済であり契約は成立しているため、キャンセルはできない」と言われた。注文書を交わしたらキャンセルできないのか。

【アドバイス】

注文書を作成し署名・捺印しても、それで契約成立するとは限りません。自販連監修の注文書裏面約款では①登録②改造・架装・修理③引渡しのうちいずれか早い日に契約成立するとしています。事例のように車両配送の手配はこのどれにも該当しないので契約は成立したとはいえません。販売店には約款を元にキャンセルを申し出ましょう。

!!「注意報」!!

突然、国税庁からショートメッセージ（SMS）やメールアドレスに「税金未納のお知らせ」が届くことがあります。開封せず無視しましょう。

【偽装メール内容】

メールの題名；あなたの税金が未納です

送信者アドレス；¥¥¥国税局税務課¥¥¥

(kokuzeikyoku@×××.com)

至急、支払の手続きをお願いします。

http://OOOOO・・・・・

消費生活に関するご相談は

草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353（直通）

または消費者ホットライン ☎188（いやや）

（※最寄りの相談窓口につながります）